

ゆうちょ銀行(郵便局) の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行(郵便局)をご利用いただく場合は、そのゆうちょ銀行(郵便局)を当町の取扱店(局)として指定する必要があります。

ご面倒でも右の「指定通知書」にゆうちょ銀行の本支店(郵便局)名をご記入のうえ、当初納入される際にゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。

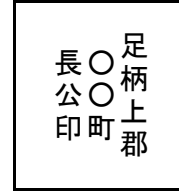
なお、指定通知書を提出された場合は当町へ「ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書の提出について」をお送りください。

(前年度利用した場合は、本年も引き続き御利用できますので改めて指定通知書を提出する必要はありません。)

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長様
(日本郵便株式会社 郵便局長様)

〇〇町長 〇〇 〇〇



指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定により、
当町の町県民税の(特別徴収税額)取扱店(局)に指定
しましたので通知します。

口座番号	*****-**-*****
加入者名	〇〇町会計管理者
取りまとめ店	ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター

令和 年 月 日

神奈川県足柄上郡〇〇町長 様

特別徴収義務者

所在地	
名称	
指定番号	

ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書の提出について

次のゆうちょ銀行(郵便局)を町・県民税特別徴収税額の
取扱店(局)として指定通知を提出しましたので通知
します。

所在地	
名称	ゆうちょ銀行 店 日本郵便株式会社 郵便局